

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ
(協会けんぽ) 健康保険・介護保険の保険料率変更に関するご案内

平素より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

3月分保険料（4月納付分）から全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険および介護保険の保険料率が変更されます。つきましては、保険料率の変更方法についてご案内申し上げます。

1. 2026年（令和8年）3月施行の（協会けんぽ）健康保険および介護保険の保険料率

■ 健康保険料率（被保険者）

北海道	51.40/1000	石川県	48.50/1000	岡山県	50.25/1000
青森県	49.25/1000	福井県	48.55/1000	広島県	48.90/1000
岩手県	47.55/1000	山梨県	47.75/1000	山口県	50.75/1000
宮城県	50.50/1000	長野県	48.15/1000	徳島県	51.20/1000
秋田県	50.05/1000	岐阜県	49.00/1000	香川県	50.10/1000
山形県	48.75/1000	静岡県	48.05/1000	愛媛県	49.90/1000
福島県	47.50/1000	愛知県	49.65/1000	高知県	50.25/1000
茨城県	47.60/1000	三重県	48.85/1000	福岡県	50.55/1000
栃木県	49.10/1000	滋賀県	49.40/1000	佐賀県	52.75/1000
群馬県	48.40/1000	京都府	49.45/1000	長崎県	50.30/1000
埼玉県	48.35/1000	大阪府	50.65/1000	熊本県	50.40/1000
千葉県	48.65/1000	兵庫県	50.60/1000	大分県	50.40/1000
東京都	49.25/1000	奈良県	49.55/1000	宮崎県	48.85/1000
神奈川県	49.60/1000	和歌山県	50.30/1000	鹿児島県	50.65/1000
新潟県	46.05/1000	鳥取県	49.30/1000	沖縄県	47.20/1000
富山県	47.95/1000	島根県	49.70/1000		

健康保険料率の内訳となる特定保険料率（被保険者）

特定保険料率	16.20/1000
--------	------------

※「特定保険料率」は全国一律です。

※「基本保険料率」は都道府県ごとに異なり、システムでは「特定保険料率」をもとに自動計算します。

■ 介護保険料率（被保険者）

介護保険料率	8.10/1000
--------	-----------

【注意点】

- 保険料率改定に関する詳細は、協会けんぽのホームページ等をご参照ください。
 <令和8年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます>
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r08/260216/>

2. 『かんたんクラウド給与』 健康保険および介護保険の保険料率の変更時期の確認

(1) はじめに、改定後の保険料率に変更する時期についてご確認ください。

健康保険料および介護保険料を【翌月徴収】する場合（一般的なケース）

①	3月支給の賞与なし		4月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。
②	3月支給の賞与あり	支給日が給与の前	・3月支給の賞与は、改定後の保険料率に変更してください。 ・3月支給の給与は、改定前の保険料率に変更してください。 ・4月支給の給与から再度、改定後の保険料率に変更してください。
		支給日が給与の後	3月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。

健康保険料および介護保険料を【当月徴収】する場合

①	3月支給の賞与なし	3月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。
②	3月支給の賞与あり	3月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。
		3月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。

変更時期をご確認後、該当の支給月が到来しましたら、以下の手順で保険料率の変更を行ってください。

3. 健康保険および介護保険の保険料率を変更する

＜注意事項＞

- 変更時期の直前の明細書を『更新』-『給与賞与確定』で確定後、保険料率を変更してください。
- 保険料率を変更する前に、必ずデータの『バックアップ』を行ってください。

保険種別を確認し、各手順に沿って保険料率を変更します。

『会社基本情報登録』- [社会保険] - [健保種別] を確認します。

[協会けんぽ] で登録している方は (1)

[組合健保] で登録している方は (2) をご確認ください。

会社基本情報登録

閉じる

健保種別	<input type="radio"/> なし	<input checked="" type="radio"/> 協会けんぽ	<input type="radio"/> 組合健保
事業所整理記号	<input type="text"/> - <input type="text"/>		
年金事業所整理記号	<input type="text"/> - <input type="text"/>		
厚生年金	<input type="radio"/> 未加入	<input checked="" type="radio"/> 加入	
厚生年金基金	<input checked="" type="radio"/> 未加入	<input type="radio"/> 加入	
保険料被保険者負担率	都道府県 東京都	R7年3月施行	厚生年金 91.500 / 1000
	健康保険 49.550 / 1000	介護保険 7.950 / 1000	厚生年金基金 / 1000
	基本 32.650 / 1000		
	特定 16.900 / 1000		
保険料端数区分	五捨六入	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険+介護保険の料率で計算する	
標準報酬月額・等級	R2年9月1日施行		
社会保険料の徴収日	<input type="radio"/> 適用月（当月）	<input checked="" type="radio"/> 徴収月（適用月の翌月）	<input type="radio"/> 改定しない（手入力）
AD Edge Tracker 査定結果をスマートフォンに送信しませんか？ 紙運用との比較シミュレーションはこちら（無料）			
		更新	取消

(1) [協会けんぽ] の保険料率を変更する場合

[保険料被保険者負担率] - [都道府県] の年度選択コンボボックスで [R8 年 3 月施行] を選択します。
[健康保険] [介護保険] に新しい保険料率が設定されます。

都道府県	東京都	▼	R8年3月施行	▼
保険料 被保険者負担率	健康保険	介護保険		
	保険料率	49.250 / 1000	8.100 / 1000	
	基本	33.050 / 1000		
特定	16.200 / 1000			

* 改定前の保険料率に戻す場合は、年度選択コンボボックスで [R7 年 3 月施行] を選択します。

- ① 変更が完了しましたら [更新] ボタンで保存します。
- ② 確認メッセージが表示されます。[はい] を選択してください。
- ③ 『給与』- [給与明細書入力] または、『賞与』- [賞与明細書入力] より、明細書の作成を行っていただき、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

(2) [組合健保] の保険料率を変更する場合

[保険料被保険者負担率] の欄で [健康保険] [特定] [介護保険] 欄の保険料率を変更します。

都道府県	▼	▼	
保険料 被保険者負担率	健康保険	介護保険	
	保険料率	50.000 / 1000	9.000 / 1000
	基本	30.000 / 1000	
特定	20.000 / 1000		

* 画像の保険料率は例です。保険料率については、組合へお問い合わせください。

- ① 変更が完了しましたら [更新] ボタンで保存します。
- ② 確認メッセージが表示されます。[はい] を選択してください。
- ③ 『給与』- [給与明細書入力] または、『賞与』- [賞与明細書入力] より、明細書の作成を行っていただき、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

※新しい保険料を従業員にお知らせする通知書が『社保』- [保険料変更通知書] から出力することができますので、必要に応じてご利用ください。

また「Edge Tracker 給与明細参照」をご利用の方は、[保険料変更通知書] の [通知書送信] よりデータを送信することができます。

以上